

豊丘村農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想

令和 7 年 3 月

豊 丘 村

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 今後の農業の基本的な方向

豊丘村（以下「村」という。）は、長野県南部、下伊那郡の北部に位置し、北は松川町、東は大鹿村、飯田市、南は喬木村、西は高森町に境を接し、東西10.5km、南北7.5kmで、総面積76.79km²を有している。

地形は、東の鬼面山（標高1,890m）を最高峰とする伊那山脈から、西の天竜川まで西向きに河岸段丘を形成している。このような地形から、天竜川沿岸の下段地帯は水田を中心とした農業が発展し、中段地帯は果樹団地として当村の農業の中核をなしている。上段地帯は小集落が点在しており、農地造成により果樹の集団的農業が行われているところもあるが、全体的に不利な条件にある。

本村農業の状況は、農業産出額（推計値）からみると、りんご、市田柿及び畜産（牛・豚）の農業産出額が同額程度で、それらの合計で全体の約8割を占めている。また、残りの2割は、梨、桃、ぶどう、野菜全般及び米で構成されている。そして、これらの品目による複合経営が多くみられる。

今後10年を見通した展開としては、近年、農産物に対する消費者ニーズがますます多様化、高度化する傾向にあるので、今後も生産技術の向上に努めるとともに、販売面でも創意工夫をこらし、時代の要請に応え得る農業の展開を推進するため、土地基盤や近代化施設の整備により省労力にて生産性の高い農業の展開を図り、また、より一層の生産性の向上のために先端技術の導入を積極的に推進する。更に、農産物のブランド化の取組みを行い、農産加工による付加価値をつけた販売の増加も図っていく（6次産業化の推進）。

また、個性ある農業・農村の創出を目指す中で、オーナー制・農業体験等への来村者の拡大、メニューの充実を図り、当村農業を資源としたグリーン・ツーリズムを始めとした、観光農業主体の都市と農村の交流を積極的に展開し、東京・名古屋間を結ぶリニア中央新幹線の開業により大都市圏との時間距離が大幅に短縮されることを見据えた、魅力ある農村社会の形成を進めるものとする。

しかし、当村の農家数は著しい減少傾向にあり、平成22年（2010年）と令和2年（2020年）の10年間を比較すると、総農家数が781戸から647戸と17.2%減、販売農家数が503戸から369戸と26.6%の大幅な減少となっているほか、農家人口についても、農業従事者数を比べると1,535人から1,063人と30.7%減となっている。販売農家のうち、後継者がいない農家は304戸と全体の75.4%（2020年）を占めており、さらには年齢別に担い手の数を比較すると70歳以上の担い手の割合は全体の54.3%（2020年）と全体の半数以上となっており、担い手の減少や高齢化が進行している。

このような中、本村農業の持続的な発展に向け、認定農業者等戦略を持って経営を展開する中核的経営体（※）を育成し、併せて「地域計画」の取組みを進めることで、これらの経営体が農地中間管理事業の活用等により地域計画で明確化した地域の将来方針に基づいて農地の集積・集約を進めながら、経営の効率化、稼ぐ力の強化を図り、地域の農業生産の大宗を担う農業生産構造の構築を目指す。

（※） 中核的経営体：第4期長野県食と農業農村振興計画において将来にわたる農業の担い手として位置付けた、認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者）、基本構想水準到達者、集落営農組織、認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条第4項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者）

2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保

（1）効率的かつ安定的な農業経営についての目標

村は、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、村及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり330万円程度、ただし中山間地経営においては250万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を目標とする。

（２）効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保

村は、これら経営体の育成・確保に向け、あるいはこれら経営体の農業経営の安定のため、村独自の補助制度を整備し支援する。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保

（１）新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

新規就農の場合は、経営開始時の経営リスクが大きく、生産技術や経営管理能力に見合った経営規模等を勘案する中で、他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

（２）新規就農者数の確保目標

新規就農者の状況については、飯田下伊那管内の行政とJAがタイアップして、平成29年度から圏域として一体的な誘致活動を展開しており、毎年一定数の新規就農希望者が当管内へ移住していることを踏まえ、当村としては年間1名（49歳以下）の新規就農者の確保を目標とする。

4 地域農業のあり方

本村の農業は、果樹を主体とした複合経営の占める割合が大きい。果樹の中では、りんごや市田柿の割合が大きい。近年、シャインマスカットをはじめとしたぶどうへの関心の高まりや、ふるさと納税等を通じて桃の需要が増加していることから、これらの品目の生産振興も推進していくことが求められている。

新規就農者については、現在、南信州農業の特徴を活かす作型として、市田柿と野菜（夏秋きゅうり）の複合経営を提案しているが、新規就農者の希望品目として、ぶどうや桃の人気も高く、これらの生産に向けた研修体制の整備、あるいは、圃場の確保等を図っていくことが必要である。

地理的な視点からは、以下の①～③を基本に推進を図るものとする。

- ① 天竜川沿岸の下段地帯では、現在、水田の割合が大きいものの、梨や桃、柿などの果樹や施設野菜（アスパラ、いちご、トマトなど）の栽培も行われている。今後の当地域の交通網の整備（河野八王子地籍への天竜川架橋（竜神大橋）、リニア中央新幹線開業、三遠南信自動車道開通）が見込まれる中、農地の他用途への需要も想定されるが、守るべき農地と開発すべき農地の線引きを明確にしながら、農地の集積・集約化を進めて、一団の圃場として効率的な農地利用の実現を図る。
- ② 河岸段丘の中段地帯では、現在、果樹を主体とした生産団地が形成されているが、団地内に不耕作地が点在するような状況も見受けられる。いくつかの主要な団地では、農道の拡幅などの基盤整備が実施されており、大型バスの通行を可能にして、更なる観光農業の推進を図るものとする。また、基盤整備の相乗効果として、担い手にとっても魅力ある生産団地とすることで、農地の集

積・集約化と観光農業も視野に入れた新しい作物の栽培への取り組みを推進する。

- ③ 河岸段丘の上段地帯では、現在、比較的小さな集落と、一部地域には生産団地が存在するものの、全体的には条件の不利な農地が多い。しかし、標高や地形・地質の優位性などを活かして、非常に品質の良い作物が収穫される団地もあり、優位性の高い農地においては、引き続きその農地の確保と担い手への集積・集約化、あるいは、事業の継承を図っていく。

農業は単に食糧の生産という観点のみならず、地域社会の維持、ひいては国土の維持保全に資する重要な産業であるとの認識のもと、村独自の支援制度の更なる充実を図り、地域計画の取り組みを通じて中核的経営体や集落営農組織等の担い手の役割を明らかにするとともにその育成を進め、農地と担い手の確保に向け強力に取り組むものとする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事者の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項の改善を進める。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営者の経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図るほか、熟度の高い経営については法人化を推進する。また、企業的な経営感覚の習得と経営手法の導入や、農地の利用集積による経営規模の拡大、生産性の向上、経営の多角化等による経営発展を促進し、トップランナーへの育成を推進する。

特に集落営農組織の育成と法人化を進める場合にあつては、後継者の育成に努めるとともに、総合的な経営発展ができる組織体制を確立する。その上で、制度資金の活用、資本装備の適正化、共同利用の推進等により自己資本比率の向上を図るほか、各種の経営安定対策の活用等により経営の安全性と安定性の向上を図る。

(3) 農業従事者の態様等

農業従事者の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間（年間総労働時間2,000時間程度）の実現を目指す。

また、安全で快適な労働環境への改善を進めるほか、労働力補完制度や、法人化の推進、家族経営協定の締結、休日制・給料制の導入、年金・労働保険・社会保険への加入及び福利厚生の実施等の就業条件の整備を図る。

2 農業経営の指標

（単位：a、人、千円）

標準経営指標〔個別経営体〕

No.	営農類型	面積 規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	りんご専作	180a	(普)ふじ40+(新)ふじ30+(新)ゴールド30+スイート40+秋映40	1.0	1.5	3,300	6,600	

No.	営農類型	面積 規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
2	なし専作	190a	幸水40+南水110+豊水40	1.0	1.5	3,300	6,500	
3	かき専作	120a	市田柿120	1.0	1.5	3,300	6,500	
4	りんご+かき	150a	(普)ふじ30+(新)ゴールド30+スイート30+柿60	1.0	1.5	3,300	6,600	
5	りんご+なし	190a	(普)ふじ30+(新)ふじ30+(新)ゴールド30+幸水30+南水40+豊水30	1.0	1.5	3,300	6,600	
6	かき+うめ	150a	市田柿100+竜峡小梅50	1.0	1.5	3,300	6,600	
7	りんご+かき+なし	160a	(普)ふじ20+(新)ふじ10+(新)スイート40+幸水30+柿60	1.0	1.5	3,300	6,600	
8	りんご+かき+ぶどう	90a	(普)ふじ20+(新)ふじ10+シャイン30+柿30	1.0	1.5	3,300	7,000	
9	りんご+かき+もも	150a	(普)ふじ20+(新)ふじ20+(新)ゴールド30+あかつき20+川中島白鳳20+柿40	1.0	1.5	3,300	6,800	
10	りんご+かき+うめ	170a	(普)ふじ30+(新)スイート40+竜峡小梅50+柿50	1.0	1.5	3,300	6,600	
11	ぶどう専作	60a	パープル30+シャイン30	1.0	1.5	3,300	6,600	
12	アスパラガス+かき	90a	アスパラガス(長期)40+市田柿50	1.0	1.5	3,300	6,500	
13	きゅうり+かき	70a	きゅうり(夏秋)20+市田柿50	1.0	1.5	3,300	6,700	
14	トマト専作	70a	トマト(ハウス抑制)70	1.0	1.5	3,300	6,800	
15	米専作	12ha	水稻12ha	1.0	1.5	3,300	6,700	
16	いちご専作	40a	いちご(高設)40	1.0	1.5	3,300	6,600	
17	野菜専作	70a	ネギ20+リーフレタス20+きゅうり(夏秋)30	1.0	1.5	3,300	6,800	
18	酪農		乳牛40頭	1.0	1.5	3,300	6,700	
19	肉牛		黒毛和種肥育120頭	1.0	1.5	3,300	6,700	
20	養豚一貫		母豚100頭	1.0	1.5	3,300	7,200	
21	集落営農(オペレータ型)	50ha	水稻30ha、小麦20ha、大豆20ha、作業受託50ha	9.0	0.0	5,500	52,000	
22	集落営農(集落ぐるみ型)(125戸)	50ha	水稻30ha(移植20ha、直播10ha)、小麦20ha、大豆20ha	1戸(40a)当たり平均所得:280千円(10a当たり70千円(地代10千円は費用計上済み、労働・オペレータ代等は費用に計上していない。))				
23	集落営農(集落ぐるみ型)(50戸)	25ha	水稻17ha、小麦8ha、大豆8ha	1戸(40a)当たり平均所得:219千円(10a当たり54千円(地代10千円は費用計上済み、労働・オペレータ代等は費用に計上して				

No.	営農類型	面積 規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1 人	経営体	
				いない。))				

中山間地経営指標〔個別経営体〕

No.	営農類型	面積 規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	りんご専作	120a	(普)ふじ30+(新)ふじ20+(新)ゴールド40+スイート30	1.0	1.5	2,500	4,500	
2	かき専作	90a	市田柿90	1.0	1.5	2,500	4,500	
3	りんご+かき	110a	(普)ふじ20+(新)ゴールド20+スイート20+柿50	1.0	1.5	2,500	4,500	
4	かき+うめ	120a	市田柿70+竜峡小梅50	1.0	1.5	2,500	4,500	
5	りんご+かき+ぶどう	70a	(普)ふじ10+(新)ふじ10+シャイン20+柿30	1.0	1.5	2,500	4,500	
6	りんご+かき+うめ	130a	(普)ふじ20+(新)ふじ10+(新)スイート30+竜峡小梅30+柿40	1.0	1.5	2,500	4,500	
7	きゅうり+かき	50a	きゅうり(夏秋)20+市田柿30	1.0	1.5	2,500	4,500	
8	集落営農(集落ぐるみ型)(25戸)	19ha	水稻15ha、そば3ha、アスパラガス1ha	1戸(40a)当たり平均所得: 314千円(10a当たり75千円(地代10千円は費用計上済み、労働・オペレータ代等は費用に計上していない。))				

(注) 1 長野県農業経営指標(令和4年版)等を参考に、直近の生産費や販売単価を考慮して算出した。

(注) 2 近年の生産費増大も踏まえ、柔軟な運用を図ること(以下の指標も同様)。

(注) 3 表中の略称について ゴールド=シナノゴールド、スイート=シナノスイート、パープル=ナガノパープル、シャイン=シャインマスカット、(普)普通樹、(新)新わい化

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、これまでの新規就農者の状況等の実態を勘案し、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項に基づいて進める。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等によ

る総合的な経営管理体制の確立を図る。また、栽培技術の向上等による生産性の向上をはじめ、企業的な経営感覚の習得や経営手法の導入等による経営安定を促進し、青年等の育成を推進する。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間(年間総労働時間2,000時間程度)の実現を目指す。

また、農業法人等に就業しようとする青年等については、就業時の農業従事日数は年間150日以上を目指し、法人等就業5年以内にその農業法人等の業務の一定部分を担うこととする。

2 農業経営の指標(新規就農)

(単位：a、人、千円)

No.	営農類型	面積 規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	りんご専作	100a	(新)ふじ50+(新)ゴールド20 +スイート30	1.0	1.0	2,500	3,000	
2	かき専作	80a	市田柿80	1.0	1.0	2,500	3,000	
3	りんご+ぶどう	60a	(新)ふじ30+シャイン30	1.0	1.0	2,500	3,500	
4	もも+りんご	100a	あかつき20+川中島白桃20+ スイート20+(新)ふじ40	1.0	1.0	2,500	3,000	
5	かき+もも	80a	市田柿60+あかつき20	1.0	1.0	2,500	3,000	
6	ぶどう+もも	50a	シャイン30+あかつき20	1.0	1.0	2,500	3,500	
7	ぶどう専作	50a	ナガノパープル20+シャイン 30	1.0	1.0	2,500	3,500	
8	アスパラガス+か き	80a	アスパラ30+かき50	1.0	1.0	2,500	3,500	
9	ぶどう+アスパラ ガス	60a	シャイン30+アスパラ30	1.0	1.0	2,500	3,500	
10	きゅうり+かき	50a	きゅうり(夏秋)20+市田柿30	1.0	1.0	2,500	3,500	
11	きゅうり+トマト	50a	きゅうり(夏秋)20+トマト30	1.0	1.0	2,500	3,500	

No.	営農類型	面積 規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
新規参入者・親とは別部門を開始する者の誘導方向	新規参入者・親とは別部門を開始する者に対しては下記の事項を誘導することを基本とし、必要により各機関が連携して支援を実施するよう努める。							
	1 施設・機械投資の低減							
	・新規参入者の場合は、作業スペースや農機具保管場所のある空き農家住宅等を確保する。 ・やむを得ず、作業場や農機具庫を新設する場合は、パイプハウス等の活用により初期投資を低減する。 ・施設園芸のハウス等は、遊休ハウスの確保、中古部材の購入、自力施工等により設置費用低減を図る。 ・新規に果樹を志向する場合は、経営撤退者等から成園地が借用できるよう努める。 ・新規に畜産を志向する場合は、経営撤退者からの施設・機械・家畜を含めた譲り受け形式が望ましい。 ・中古農機具、中古車両の積極的な活用により投資額の低減に努める。 ・融資により施設機械等を取得する場合には、堅実な経営計画及び資金繰り計画を樹立し、過剰な借入とならないよう配慮する。							
	2 経営管理及び生産技術							
	経営発展の方向性や生産方式は、第2の2に準ずるが、就農前の研修等で修得した基本技術に基づき、適期適作業の確実な実行により生産量や品質の確保が図れるよう指導する。							

(注) 1 本指標は、長野県農業経営指標（令和4年版）等を参考として設定した。

(注) 2 表中の略称について ゴールド＝シナノゴールド、スイート＝シナノスイート、パープル＝ナガノパープル、シャイン＝シャインマスカット、(普)普通樹、(新)新わい化

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本村の農業の生産力を将来にわたり維持していくためには、リタイア農家の経営を継承する新規就農者や農地の受け皿となる大規模経営体の育成を推進するとともに、子どもたちが憧れ、将来の職業として選択される魅力ある農業を構築するための施策の充実がこれまで以上に必要である。

農業を担う人材を安定的に確保するため、新規学卒者を含め、県内外からの新規参入者の誘致の促進や、農業技術、経営資産を円滑に継承できる親元就農者への支援を推進するとともに、農業法人等での就労期間中に栽培技術等を習得した独立志向者が円滑に独立就農できるようサポートを展開し、自営農業者の増加を図る。

一方、小規模農家や兼業農家に加え、いわゆる農ある暮らしなど、農村地域の重要な支え手がコミュニティを形成しながら、農地を有効利用し農業を継続していけるよう支援を充実するとともに、農ある暮らし志向者の呼び込みなど農業者の裾野拡大を促進していく。

2 村が主体的に行う取組

村をはじめ、県農業農村支援センター、農業協同組合を中心に、就農相談等を積極的に実施するとともに、ワーキングホリデー等の事業を展開し、村の農業に触れてもらう機会を拡大し、農業への関心を高め、新規就農者を確保していく。

育成面では、農業協同組合と連携して実施している地域おこし協力隊制度を活用した農業研修制度を最大限活用し、農業の基本を学び、就農してからの技術を習得してもらう。

3 関係機関との連携・役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談等を村をはじめ、県農業農村支援センター、農業協同組合を中心に、就農後の農地の確保やフォローアップについては、農業委員会、県農業農村支援センター、農業協同組合指導員等で連携し、役割を分担しながら進める。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農希望者が必要とする情報を収集・整理し、関係機関と情報共有する。また、就農希望者の情報についても、関係機関で情報共有し、連携して対応する。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」は、次に掲げるとおりとする。なお、目標年次は令和15年とし、集積面積には基幹的農作業（水稻については耕起・代かき、田植え、収穫、その他作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する 農用地の利用の集積に関する目標	備考
60%	

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の集積にあたっては、地域計画の取組みにより地域の特性に応じた将来方針を明確化し、農地中間管理事業の積極的な活用等により推進を図るものとする。また、集落全体で農地の耕作を継続する集落営農の取組みを、水田地域を中心に推進していく。

ア 下段地帯

この地域は、市街地に隣接し、住宅地の需要の最も多い地域であるとともに、農地の他用途への需要が一層高まる地帯であると考えられる。今後は、村の制定した土地利用計画に沿って、開発地と農用地をすみ分け、農村環境に配慮した有効な土地利用に考慮しつつ、農用地の利用集積を進め総合的な振興を図らなければならない。

イ 中段地帯

補助事業を多く取り入れて農業基盤整備の完了した生産性の極めて高い地域であることから、今後も主要作物であるりんご・市田柿等の果樹類を中心に生産を続けていく。また、地域計画に基づき作付作物の集約や担い手への集積・集約を図るとともに、滞在型市民農園（クラインガルテン）、収穫体験のできる観光農園の整備を進め、都市部との交流人口の増加を図っていく。

ウ 上段・山間地帯

当地域は、山間傾斜地の割合が大きく、山林・原野を造成した小団地が点在はしているが基盤整備が遅れた地域であり、また機械化による省力化が多く見込めない困難な条件にあり、生産力が低いのが現状である。しかし、限られた圃場の中でりんご、市田柿、梅等の生産が行われてお

り、今後もこれらを基幹作物とするとともに、りんごオーナー制度・クライנגアルテン・体験農園等特色ある地域活動を含めて支援していく。

地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理機構を軸としながら、県、村、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図っていく。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

村は、長野県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」の農業経営基盤強化促進事業の推進方針に定められた方向に即しつつ、村農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

村は、農業経営基盤強化を促進する措置として、次に掲げる事業を行う。

- ① 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

又、全村にわたり第2から第4で示した目標の達成を目指すため、関係機関・団地が連携した指導体制と事業推進体制を整備し、地域における自主的な構造再編への取り組みを支援・助長するとともに、農地中間管理事業等を柱として、農業経営基盤の強化の促進のための措置を総合的に講じていくものとする。

又、このような農業経営基盤の強化の促進のための措置の実施に当たっては、これらの措置が効率的かつ安定的に農業経営の育成に効果的に結びつくよう、農業経営改善計画認定制度の普及を図るとともに、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する経営改善計画の作成指導、農用地の利用集積その他、農業経営の強化を促進するための支援措置を集中的かつ重点的に実施するものとする。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

- ・協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、村の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。
- ・参加者については、農業者、村、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。
- ・協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政係に設置する。
- ・農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行わ

れている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

- ・村は、地域計画の策定に当たって、長野県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

- (1) 村は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う（公財）長野県農業開発公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 村、農業委員会及び農業協同組合は、（公財）長野県農業開発公社が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業を促進するため、（公財）長野県農業開発公社に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

村は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（２）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにする

ものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、「農業基盤強化促進法の基本要綱の制定について」(平成24年5月31日付24経営第564号)様式第4号の認定申請書を村に提出して、農用地利用規程について村の認定を受けることができる。
- ② 村は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 村は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を村の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 村は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農

用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 村は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導援助に努める。
- ② 村は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業農村支援センター、農業委員会、農業協同組合、（公財）長野県農業開発公社等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

村は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

（２）農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、

農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

村は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

村は、アからオまでに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 村は、必要に応じて各種補助・交付金事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を関係機関と連携を図りながら推進する。

イ 村は、各種補助・交付金事業によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 村は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に村内の地区等で行っているような協同作業方式を範としつつ、このような組織化を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 村は、農業集落排水事業の推進を図り、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ 村は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

村は、農業委員会、農業農村支援センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1から第4で掲げた目標や指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、村は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成26年 9月 1日から施行する。
- 2 この基本構想は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 3 この基本構想は、令和 5年 9月30日から施行する。
- 4 この基本構想は、令和 7年 3月31日から施行する。